ASBJ

第 577 回企業会計基準委員会

資料番号	審議事項(2)-3
日付	2026 年 5 月 28 日

プロジェクト	金融資産の減損に関する会計基準の開発
項目	第 256 回金融商品専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料は、第 256 回金融商品専門委員会（2026 年 5 月 25 日開催）において、金融資産の減損に関する公開草案に寄せられた主なコメントとその対応案（以下「コメント対応表」という。）について聞かれた意見をまとめたものである。

聞かれた意見

（経過措置に関する意見）

2. コメント対応表 6-2.2)で示した簡素化された予想信用損失の算定方法の適用における適用初年度の取扱いを明確化に対するコメント対応案を結論の背景等に記載することを検討頂きたい。

（範囲に関する意見）

3. コメント対応表 8.3)の子会社宛債権等を予想信用損失モデルの適用除外を求めるコメントは、IFRS 会計基準を任意適用している企業において、連結決算において消去することとなる子会社宛債権等について、日本基準による単体決算のみのために予想信用損失モデルを適用することの実務負担が重いことを踏まえたものであることを共有する。

（金融保証契約に関する意見）

4. コメント対応表 8.4)に関して、「債務保証」から「金融保証」への置換えにより、定めの適用範囲が狭まることがあると考える。この点、コメントへの対応案は「債務保証」と「金融保証」の定義が異なることにより、実務が変化する可能性はあるという趣旨であるか確認したい。

5. コメント対応表 8.7)に関して、金融保証契約に関する定義において、会計上、デリバティブに該当するものはデリバティブとして会計処理するとしている。この点、金融保証契約とデリバティブの両方の定義を満たしうる金融資産については、デリバティブとしての会計処理を優先するとの趣旨でよいか確認したい。また、その場合、例えば、取引の名称が「クレジット・デフォルト・スワップ」であったとしても、会計上のデリバティブ

の定義を満たさない場合は、金融保証契約として会計処理するという理解でよいか確認したい。

（予想信用損失の算定に関する意見）

6. コメント対応表 8.11)について、マネジメント・オーバーレイを行うことがあり得ることは明らかになっているとするコメント対応案に異論はない。一方、会計基準上でマネジメント・オーバーレイの適切性や許容範囲に関する詳細な定めは行わず、具体的な実務は企業と会計監査人の間の議論等に委ねられることになるという理解でよいか確認したい。

7. 第 253 回金融商品専門委員会（2026 年 4 月 6 日開催）において、コメント対応表 3-2.32)に関し、企業会計基準適用指針公開草案第 88 号「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いに関する適用指針（案）」（以下「予想信用損失適用指針案」という。）BC113 項における「実態」が何を指すのかが不明確であるため、何に対するオーバーレイ調整が必要なのかが不明確であるとのコメントに対する対応案が適切でないとの意見があった。コメント対応表 8.11)のコメントはこの点と関連するため、コメント対応案については、当該意見への対応を踏まえて改めて検討したい。

8. コメント対応表 8.19)の実効金利法を採用している場合の売却原価の算定方法について、銀行業においては、移動平均法を採用するケースがあることが考えられる。従って、事務局から示された対応案のうち、移管指針公開草案第 17 号（移管指針第 9 号の改正案）「金融商品会計に関する実務指針（案）」（以下「金融商品実務指針案」という。）第 71 項から実効金利法を採用しているときの売却原価の算定についての定めを削除する案 2 に賛成する。

（貸倒引当金の会計処理に関する意見）

9. コメント対応表 8.21)の貸倒引当金の減少額のうち目的使用に該当する金額に関するコメントや、コメント対応表 8.43)の税務上の取扱い、決算公表資料及び自己資本比率規制に関するものに関するコメントは、企業会計基準委員会の管轄を超えていることを理解している。一方で、当該内容は実務的な影響が大きいため、必要に応じて当局とコミュニケーションを取っていただきたい。

10. コメント対応表 8.21)について、予想信用損失適用指針案の開示例 1 における予想信用損失の期首残高から期末残高への調整表の注記は、現行の有価証券報告書の附属明細表に類似した開示と考えられる。このため、コメント対応案において、現行の実務を否定す

る目的で金融商品実務指針第 302 項の記載を削除したものではない旨を補足することを検討頂きたい。

（その他の事項に関する意見）

11. コメント対応表 1.6)にて示した条件変更に関するコメント対応案の内容を踏まえると、コメント対応表 8.26)のコメント対応案の「条件変更については、本会計基準等においてその取扱いを定めていないものの、IFRS 第 9 号を適用した場合と同じ会計処理を行うことは否定されない」とする内容は、条件変更による認識の中止は含めず当初の実効金利によりキャッシュ・フローを再計算し、条件変更による損益を計上することを想定して記載しているのか、若しくは、条件変更による認識の中止を含めて記載しているのか確認したい。

12. コメント対応表 8.28)について、金融商品実務指針案第 118 項の修正を行うこととするコメント対応案が示されている。第 253 回金融商品専門委員会において、劣後債権等を予想信用損失の算定対象として取扱う場合の実務上の論点について意見を述べたが、今回示された金融商品実務指針案第 118 項の修正は、当該意見を踏まえた SICR の判定の取扱い等の論点を踏まえた対応であるか確認したい。また、当該意見に関する検討の進捗もお伺いしたい。

13. コメント対応表 8.32)は、今後我が国において監督当局からガイダンスが示された場合に予想信用損失適用指針の適用において参考となり得るかについて明確化を求めるコメントである。このため、我が国の監督指針との関係性の明確化を求めるコメント対応表 8.31)の記載を参照する対応ではなく、別途対応案を記載する必要があると考える。

14. コメント対応表 8.32)について、予想信用損失適用指針案 BC42 項及び BC43 項の海外の監督当局のガイダンスと並列するような形で、我が国の監督当局の指針も実務上参考になりうる旨を追記することを検討頂きたい。

15. コメント対応表 8.32)について、コメント対応表 3-1.11)のコメント対応案に類似の論点があるため、このコメントと併せてコメント対応案を検討して頂きたい。

（補足文書（案）に関する意見）

16. コメント対応表 9.12)について、補足文書における記載は特定のソブリン債に関するものであり、貸付金に適用することを意図していないとのコメント対応案が示されている。当該コメント対応案は貸付金の予想信用損失がゼロとなること自体を否定するものではなく、補足文書（案）「金融資産の予想信用損失に係る会計上の取扱いについて（案）」

（以下「補足文書（案）」という。）第 54 項における記載対象は満期保有目的の債券のみであることを示しているとの理解でよいか確認したい。

17. コメント対応表 9.12)に関して、コメントの概要のなお書きに示されているとおり、旧金融検査マニュアルでは、地方公共団体に対する債権に関しては貸倒引当金の対象とはしない趣旨の記載があった。この点、財政状態の差を踏まえると一律的な対応は難しいと考えられるものの、地方公共団体に対する債券が補足文書（案）第 54 項における信用力が非常に高い発行体の債券に該当し得るか確認したい。

18. コメント対応表 9.12)について、貸出金については、信用力が非常に高い発行体の債券とは別の論点として、会計基準等に照らして予想信用損失をゼロとしてよいかどうか判断することと理解した。

19. コメント対応表 9.14)について、財務諸表作成者の観点では、予想信用損失の算定方法を説明可能なものとする必要がある。この点、個々の金融機関の事情によって、合理的な期間内に統計上有意なデータを入手できるか否かが異なると考えられる。したがって、コメント対応案の「「合理的な期間」は「統計上有意なデータ整備のために必要な期間」とは異なる」との表現を和らげることを検討頂きたい。

以　上